

教委第 20-503 号  
令和 4 年 3 月 22 日

各県立学校長 様  
各市町等教育委員会教育長 様

三重県教育委員会教育長

## 学校における働き方改革の推進について（依頼）

三重県の教職員の業務が長時間に及ぶ実態は深刻であって、直ちに解消しなければならない喫緊の課題となっており、三重県の教育を持続的にさらによいものへと発展させていくため「学校における働き方改革」を一層進めていく必要があります。

令和元年 12 月 11 日に給特法が改正され、各教育委員会は、所管する学校の教育職員の時間外在校等時間を月 45 時間、年 360 時間を上限とすること等を内容とする規則及び上限方針を定め、長時間労働の是正に向けた取組を実施し、時間外在校等時間の上限の遵守に向け取り組んできたところです。教育職員以外の職員（事務職員、学校栄養職員等）については、36 協定における時間外労働の限度時間が適用されています。

令和 3 年度の 4～1 月における時間外在校等時間が月 45 時間を超える教職員の平均人数とすべての教職員に対する割合は、小学校で約 646 人（9.2%）、中学校で約 926 人（24.4%）、県立学校で約 273 人（6.0%）となりました。新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業のため通常の状態ではなかった令和 2 年度と通年では同程度ですが、通常の状態であった令和元年度の同時期との比較では、小学校で 53.8%減、中学校で 43.1%減、県立学校で 54.4%減となっており、これまで継続してきた学校における働き方改革の取組により減少しているものの、教職員の長時間労働が解消されるまでには至っておらず、時間外在校等時間が月 80 時間の過労死ラインを超える教職員についても解消されていない状況です。

学校における働き方改革は、様々な部分を根本から見直し、すべての関係者が知恵を絞り、教職員の長時間労働の解消に向けた様々な取組を諦めずに続けることが必要です。

今後も引き続き、学校における働き方改革が、三重の子どもたちの豊かな学びのための持続的でよりよい教育活動につながるよう、県及び市町と学校が一体となり取組を進めていきますので、各市町等教育委員会におかれては、下記の内容を貴管内の小中学校長へ周知し、学校における働き方改革の推進に一層取り組んでいただくようお願いいたします。

### 記

#### 1 学校における働き方改革の推進に向けた基本的な考え方について【別紙 1】

教育委員会は、所管する学校の教職員の服務監督権者であるため、教職員の健康及び福祉の確保を図るために一定の措置を講ずる責務があります。また、校長と教育委員会は、学校の管理運営一切において責任を有するものであり、業務分担の見直しや適正化、必要な執務環境の整備に加え、教職員の勤務時間管理及び健康管理についても責任を有しています。

所管する学校の教職員を対象にした年 360 時間、月 45 時間の時間外在校等時間の上限は、各教育委員会が規則等で定めたため法的拘束力を伴います。

上限時間の遵守のためには、月々の時間外在校等時間が45時間を超えないことはもとより、年360時間の上限時間を超えないよう年間を通じた1人当たりの月平均時間外在校等時間は30時間を下回る必要があります。

教育委員会及び学校は、上限時間の遵守に向け、抜本的な業務の削減や見直しを進め、定期的に労使で検証しながら、学校における働き方改革を一層推進する必要があります。

## 2 学校における働き方改革の推進に向けた取組について【別紙2】

### (1) 時間外在校等時間の主な要因と効果的な取組について

令和3年度の時間外在校等時間が月45時間を超える教職員の主な要因は、小学校は学習指導、中学校は学習指導・学校運営・部活動、県立学校は部活動となっています。

こうした状況の解消に向けた教育委員会の効果的な取組は、県や市町が配置または派遣するSC、SSW、教育相談員、部活動指導員、SSS等の外部人材を活用した業務削減、県や市町の会議、研修等をオンライン開催とするなどのICTを活用した移動時間の削減、1人1台パソコン、統一型校務支援システム、留守番電話の導入などの環境整備などがあります。学校においても、下校時間の見直し、教職員それぞれが作成したプリントなどの教材の共有化、年度途中での分掌の割振り等の見直し、学校の時間外在校等時間の共有や教職員の退校予定時間の見える化などに取り組み、時間外在校等時間の削減につなげています。

### (2) 県教育委員会の取組

県教育委員会としては、引き続き、県教育委員会及び市町等教育委員会と学校が一体となって、学校における働き方改革に取り組み、外部人材については、新型コロナウイルス感染症対策に係る交付金を確保し、国の事業も活用しながら、SC、SSW、教育相談員、部活動指導員等を拡充して配置または派遣します。特に要望があったSSSについては、令和3年度に引き続き全校に配置します。

また、県主催の会議や研修会等については、ICTを活用したオンライン会議やオンデマンドによる配信などを進め、移動時間の削減に取り組みます。

部活動の地域移行については、引き続き市町等教育委員会と定期的に協議する場を設け、令和5年度からの休日における部活動の段階的な地域移行が円滑に進むよう取り組みます。令和4年度に行われるモデル校の取組と課題を共有するとともに、限られた時間内で効率的・効果的な指導ができるよう、研修会を開催するなど、生徒にとって望ましい部活動を実現できるよう取り組んでいきます。

### (3) 各市町等教育委員会の取組

#### ①学校における働き方改革の推進に係る目標の設定

令和4年度も、「定時退校日の設定」「部活動休養日の設定」「会議時間の短縮」の3項目について、引き続き、すべての公立学校が統一して取り組みます。市町は、これまでの取組状況を踏まえた目標を設定し、設定した目標は活動指標として取り扱ってください。

また、時間外在校等時間の上限の遵守と総勤務時間縮減に向け、時間外在校等時間が「年360時間を超える教職員数」「月45時間を超える教職員数」「1人当たりの月平均時間外在校等時間」「1人当たりの年間休暇取得日数」の目標を設定し、成果指標として取り扱い、活動指標とあわせて、安全衛生委員会等を活用した進捗管理をお願いします。

これらの目標を所管する学校に周知するとともに、学校においても適切に目標を設定し、「学校経営の改革方針」等に記載するとともに、学校安全衛生委員会等を活用した進捗管理が進むよう指導・助言をお願いします。

### 【市町等教育委員会が設定する目標】

<b>【活動指標】</b>	
設定した日の定時に退校できた教職員の割合	●%以上
予定通り休養日を実施できた部活動の割合	●%以上
放課後に開催して 60 分以内に終了した会議の割合	●%以上
<b>【成果指標】</b>	
時間外在校等時間が年 360 時間を超える教職員数	0 人
時間外在校等時間が月 45 時間を超える教職員の延べ人数	0 人
1 人当たりの月平均時間外在校等時間	●時間以下 (30 時間以下)
1 人当たりの年間休暇取得日数	●日以上

#### ②上限時間の遵守

各市町の教職員の勤務状況をしっかり分析したうえで、地域や学校の実情に応じた効果的な取組を推進し、規則及び方針で定めた時間外在校等時間の上限の遵守に向けて取り組んでください。

#### ③外部人材の活用

市町が配置または派遣する外部人材に、県の措置を有効に組み合わせて活用してください。

特に、令和 3 年度に引き続き全校に配置する S S S は、働き方改革の進捗を数値でとらえやすく、学校全体での業務削減の取組につなげやすいことを踏まえ、学校に対して配置時間に見合う削減目標を設定させるなど、S S S の効果的な活用について指導・助言をお願いします。

また、心理や福祉の専門家である S C や S S W についても、積極的に連携・分担を進め、組織的に問題解決に取り組むことで、教職員の負担軽減にもつなげてください。

#### ④ I C T の活用

県と同様に I C T を活用したオンライン会議やオンデマンドによる配信などを進め、移動時間の削減に取り組んでください。

また、教職員の 1 人 1 台パソコンの導入に伴い、掲示板やメールを活用した打ち合わせ会の削減、アンケート機能の活用による事務負担の削減など、I C T を活用した取組を推進してください。

#### ⑤環境整備

教職員の 1 人 1 台パソコン、統一型校務支援システム、留守番電話の導入などの環境整備に係る検討をお願いします。

タイムカード機能を活用した客観的な出退勤管理、上限時間に近づいた職員の状態を通知するアラート機能、出張や休暇等の手続きの電子化と出勤簿の省略などの環境整備の取組例があります。

同様に、統一型校務支援システムの導入により、成績や出欠が一元的に管理され、通知表や調査書、指導要録に反映されるなど、これまでの成績処理の事務作

業の大幅な削減や、留守番電話の導入により、地域や保護者、児童生徒との時間外における対応時間の縮減が報告されています。

#### ⑥部活動への対応

部活動については、ガイドラインに基づく運営であっても、年間を通じて活発に活動している場合、すべての指導を1人の教員だけで担うと時間外在校等時間が上限を超える状況です。

各学校に対し、年間を通じて活発に活動している部活動については複数顧問の配置と負担が偏らない業務の分担、複数顧問の配置のための適切な部活動数の検討を進めるよう指導・助言をお願いします。

また、部活動指導員や市町独自の指導員などの外部人材の活用や地域の特性に応じた地域スポーツ団体との連携による教職員の負担軽減にも取り組んでください。

なお、国の令和2年9月1日付『「学校における働き方改革を踏まえた部活動改革について」の送付について』では、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築することや、休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境を整備すること等を改革の方向性とし、あわせて、令和5年度以降の段階的な地域移行に向けた方向性を示しています。

市町等教育委員会におかれては、受け皿となる地域スポーツ団体を把握するなど、休日の部活動の地域移行の進め方についての検討をお願いします。

#### ⑦安全衛生委員会の活用

平成28年からすべての市町等教育委員会と学校に安全衛生委員会が設置されました。安全衛生委員会では、これまでも、業務削減のPDCAを回しているところですが、時間外在校等時間の上限の遵守に向け、教職員の勤務状況や市町と学校の取組状況について委員会の場で検討するようお願いします。

### (4) 学校の取組

#### ①学校における働き方改革の推進に係る目標の設定

令和4年度も、「定時退校日の設定」「部活動休養日の設定」「会議時間の短縮」の3項目について、引き続き、すべての公立学校が統一して取り組みます。学校は、これまでの取組状況を踏まえた目標を設定し、設定した目標は活動指標として取り扱ってください。

また、時間外在校等時間の上限の遵守と総勤務時間縮減に向け、時間外在校等時間が「年360時間を超える教職員数」「月45時間を超える教職員数」「1人当たりの月平均時間外在校等時間」「1人当たりの年間休暇取得日数」の目標を設定し、成果指標として取り扱い、活動指標とあわせて、安全衛生委員会等を活用した進捗管理をお願いします。

【学校が学校経営の改革方針や学校マネジメントシート等へ記載する指標】

【活動指標】	
設定した日の定時に退校できた教職員の割合	●%以上
予定通り休養日を実施できた部活動の割合	●%以上
放課後に開催して60分以内に終了した会議の割合	●%以上
【成果指標】	
時間外在校等時間が年360時間を超える教職員数	0人
時間外在校等時間が月45時間を超える教職員の延べ人数	0人
1人当たりの月平均時間外在校等時間	●時間以下 (30時間以下)
1人当たりの年間休暇取得日数	●日以上

②勤務時間の管理と上限時間の遵守

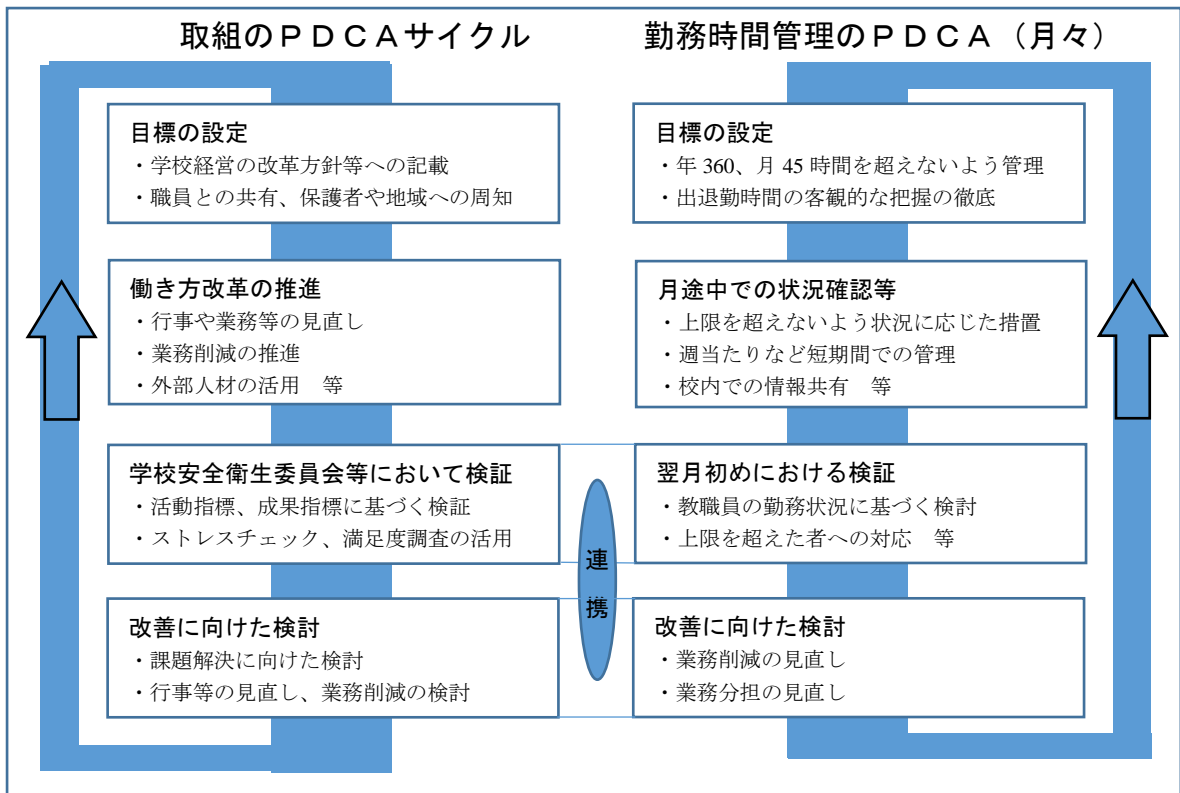
教職員の勤務管理を適切に進め、すべての教職員の時間外在校等時間が、年360時間、月45時間を超えないように管理してください。

上限時間の遵守に向け、行事の見直しや業務の削減に取り組んだうえで、月の途中での勤務状況を確認し、状況に応じた措置を講じるなど、教職員の時間外在校等時間が上限を超えないよう取り組んでください。

また、ICTの掲示板の活用による朝の打ち合わせの削減や帰るボードへの退校の目標時刻の記載、自作教材等を共有できるように紙ファイルと電子データの双方への保存などの有効な取組例を参考に、上限時間の遵守に向け、実情に応じた取組を学校全体で進めてください。

なお、こうした取組を進めながらも、万一、上限時間を超えた場合には、対象者に対し校長面談を実施し、状況を把握したうえで、その状態を改善できるように業務の見直しや削減を進めてください。

【上限時間の遵守に向けた取組等のPDCAサイクル（取組は例）】



### ③行事や業務の見直し

新型コロナウイルス感染症に対応するために見直した行事や業務等について、コロナ以前の状態に安易に戻すのではなく、働き方改革の視点を踏まえ、効果や必要性をしっかりと検討して整理してください。

### ④外部人材の活用

SC、SSW、教育相談員、学習指導員、部活動指導員、SSS等の外部人材を積極的に活用し、教育の充実や迅速な課題解決に取り組み、教職員の負担軽減にもつなげてください。

### ⑤部活動

部活動の活動時間や休養日の設定など、部活動ガイドラインを遵守してください。学校では、負担が偏らないよう複数顧問を配置するとともに、適切な部活動数の検討を進めてください。

なお、部活動ガイドラインに基づく部活動指導であっても、指導者が1人であれば時間外在校等時間の上限を超えることを踏まえ、外部人材の活用や、複数顧問による分担など、業務が偏らない工夫をお願いします。

また、部活動指導員などの外部人材を活用した業務削減についても積極的に活用してください。

### ⑥安全衛生委員会

全ての学校に設置されている学校安全衛生委員会において、時間外在校等時間の上限の遵守に向けた教職員の勤務状況と学校の取組状況について検討してください。

## 3 週休日の振替等及び勤務時間の適正な割振について

週休日の振替等については、「公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」等に基づき、適切に行う必要があります。

週休日の振替は、1週間当たりの所定労働時間が38時間45分に定められていることを踏まえ、勤務を命ずる必要のある日の属する週において行うことを原則としています。土曜日の授業の実施にともなう週休日の振替等については、引き続き、週あたりの労働時間が38時間45分を超えないよう適切な運用をお願いします。

また、「4週間単位の変形労働時間制」や「ズレ勤務」といったいわゆる「勤務時間の弾力化」は、業務に応じて労働時間の配分等を行うことによって総勤務時間の縮減及び教職員の労働安全衛生の確保を図るものとして有効な方策ですので、引き続き制度の積極的かつ適切な活用をお願いします。

## 4 会議、研修等を実施しない期間の設定について

令和4年度も県教育委員会が主催する会議や研修等を行わない期間を以下のとおり設定しますので、各市町等教育委員会や学校におかれては、学校閉校日の設定など、これに合わせた取組を引き続きお願いします。

夏季休業中 令和4年8月10日(水)～16日(火)

冬季休業中 令和4年12月28日(水)、令和5年1月4日(水)～6日(金)

## 5 一年単位の変形労働時間制について

令和3年12月に、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例を一部改正したことに伴い、各教育委員会において教育職員の在校等時間の上限等に関する規則等を改正することにより、教育職員に対する一年単位の変形労働時間制が活用できることとなりました。

### (1) 制度の活用

教育職員の1日の勤務時間は7時間45分となっているところ、本制度は、1年のうち業務量が多い期間を特定し、そのうち時間外在校等時間が見込まれる日はその時間を含めて勤務時間とし、この勤務時間を増やした分を、別途、夏季休業などの長期休業期間に勤務時間が割り振られない日として設定するものです。

本制度を活用する教育職員については、文部科学大臣が指針に定める措置を講ずる必要があります。

各教育委員会及び学校がそれぞれの状況に応じ、本制度を活用するかどうかを選択します。

本制度の活用を選択した場合、教育職員との対話などを通じて、校長が勤務時間の割振りを計画します。

### (2) 対象となる職員

本制度の対象となるのは教育職員であり、事務職員などは対象外となります。

活用する学校の状況に応じ、教育職員全員を対象とせず、一部の教育職員を対象とすることもできます。

### (3) 勤務時間の割振り

勤務時間を割り振る日は、月曜日から金曜日までの5日間が原則となります。

通常の正規の勤務時間を超える日の勤務時間は、9時間または8時間30分を原則とします。

対象となる教育職員の時間外在校等時間の上限は、月42時間、年320時間となります。

事務担当 教育委員会事務局教職員課 制度・採用・免許班 若宮、田中 TEL：059-224-2959
---

# 令和4年度 学校における働き方改革の推進

別紙1

## 目的

教職員の業務負担の軽減を図り、限られた時間の中で授業の改善や子どもたちと向き合う時間を確保しながら、日々の生活の質や教職員としての人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、より効果的な教育活動を持続的に行います。

## 上限時間

- ① 1か月の時間外在校等時間について、45時間以内
- ② 1年間の時間外在校等時間について、360時間以内（月平均30時間）

## 学校における働き方改革推進のための環境整備等

- 1 時間外在校等時間の客観的な把握
- 2 SC、SSW、部活動指導員、SSS等の外部人材の配置や派遣
- 3 国の通知に基づく部活動の在り方の検討
- 4 会議のオンライン化などICTを活用した業務削減の検討

## 抜本的な業務削減に向けた業務分担の見直しや適正化

- 1 教育委員会が推進する事業・業務等の見直し
  - ・ 上限時間の遵守を前提とした事業・業務等の推進
  - ・ 調査・報告等の一層の見直しと会議・研修会のICT化の推進
- 2 県及び市町と学校が一体となった取組
  - ・ すべての公立学校が統一して取り組む3項目の一層の推進
  - ・ 部活動ガイドラインの一層の徹底
  - ・ 休暇取得促進のための学校閉校日の設定の取組の一層の推進

## 安全衛生委員会を活用した学校における働き方改革に係るPDCAサイクルの推進

- 1 年間を通した市町や学校の取組状況の管理
  - ・ 具体的な数値目標の設定(活動指標、成果指標の活用)、業務削減等の計画の立案、計画通りの取組遂行、安全衛生委員会を活用した定期的な評価や改善の検討
- 2 月々の教職員の勤務状況の管理
  - ・ 1日あたりや週当たりの短い期間における教職員の勤務状況の把握など、労使ともに時間を意識した働き方の推進
  - ・ 上限時間を超えた教職員に対する校長面談と業務改善のサイクル確立

## 学校における働き方改革の推進に向けた考え方

- 1 勤務時間について
  - ・ 学校の業務は「上限時間」を超えないことが前提である。ただし、学校の業務は本来、正規の勤務時間で終わるように調整すべきものである。
- 2 教育委員会及び学校における上限時間に基づく目標等の設定
  - ・ 時間外在校等時間が年360時間、月45時間を超える教職員を0人に設定
  - ・ 1人当たりの月平均時間外在校等時間を30時間以下に設定
  - ・ 1人当たりの年平均休暇取得の目標日数を設定
  - ・ 統一3項目の推進や部活動ガイドラインの徹底など具体的に設定
- 3 教育委員会及び学校の主体的な取組の推進
  - ・ 教育委員会は、服務監督権者として、教職員の健康及び福祉の確保を図るために一定の責務があることを踏まえる。
  - ・ 教育委員会は、教育行政を推進するにあたり、「上限時間」は超えてはならない時間であり、法的拘束力があることを踏まえる。
  - ・ 県及び市町と学校が一体となった取組を組み合わせることで改革を推進する。
  - ・ 学校における働き方改革は、総合的に取組を進める必要があることを踏まえ、関係者が一体となってできることから速やかに取組を推進する。
- 4 児童生徒に係る臨時的な特別な事情への対応
  - ・ 月あたり45時間を超えたとしても、年間360時間が守られるよう取り組む。
  - ・ 臨時的な特別な事情に該当する場合は、労使で確認したうえで教育委員会や校長が状況に応じて判断する。
- 5 「上限時間」を超えた場合の対応
  - ・ 過重労働の状況の把握とその状態を解消できるよう業務の削減や見直しを進めるなどの措置を講じる。
- 6 定期的に検証する場の設定
  - ・ 「上限時間」の遵守の状況について、教育委員会や学校において定期的に労使で検証する。



## 令和3年度学校における働き方改革の取組の状況について

### 1 3項目の統一取組の状況等

		小学校				中学校				県立学校			
		H30	R1	R2	R3	H30	R1	R2	R3	H30	R1	R2	R3
定時退校日の設定	1年間に定時退校日を設定した日数の平均(日)	26.7	27.5	28.5	26.8	25.1	27.4	29.7	27.6	15.9	17.6	15.9	14.9
	定時退校日の定時に退校できた職員の割合(%)	65.3	65.8	72.1	74.2	69.7	70.4	73.2	77.9	83.2	86.0	86.5	86.2
部活動休養日の設定	計画通りに休養日を設定した部活動の割合(%)	—	—	—	—	90.4	95.1	97.8	96.8	97.5	97.5	97.2	96.2
会議時間の短縮	取組の対象とした会議数の平均(回)	38.9	41.0	40.9	35.9	62.5	58.7	62.5	54.1	58.3	59.1	50.4	45.5
	60分以内に終了した会議の割合(%)	49.7	54.2	62.6	64.4	39.2	43.1	54.3	55.2	76.2	78.5	75.9	80.1
土曜日の授業実施に伴う週休日の同一週振替率(%)		19.4	21.2	18.6	19.0	20.7	25.8	16.3	15.9	—	—	—	—

### 2 時間外在校等時間が月45時間を超える教職員数の状況

#### (1) 時間外在校等時間が月45時間を超える教職員数の校種別の推移

【人】

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	平均
小学校	R3	1,624	686	1,096	342	1	385	919	733	463	210	646
	前年差	1,056	548	▲213	▲805	▲34	▲400	▲138	45	▲156	▲39	▲14
	前々年差	▲709	▲1,356	▲917	▲572	▲12	▲1,172	▲952	▲963	▲315	▲549	▲752
中学校	R3	1,583	1,300	1,359	1,169	39	173	1,109	1,077	932	518	926
	前年差	1,234	1,258	▲21	▲237	▲410	▲1,090	▲192	61	▲68	▲150	39
	前々年差	▲529	▲842	▲639	▲530	▲203	▲1,624	▲762	▲647	▲411	▲811	▲700
県立学校	R3	470	431	367	280	60	32	356	351	199	187	273
	前年差	400	406	▲4	▲26	▲122	▲380	▲2	▲3	▲2	▲16	25
	前々年差	▲292	▲322	▲399	▲238	▲288	▲651	▲264	▲292	▲158	▲348	▲326

#### (2) 時間外在校等時間が月45時間を超える教職員の校種別の内訳

【人】

	教職員総数	月45時間超の人数 (括弧内は全職員に対する割合)	内訳(括弧内は月45時間超の人数に対する割合)				
			学校運営	学習指導	生活指導	部活動	その他
小学校	6,984	646 (9.2)	186 (28.8)	363 (56.2)	76 (11.8)	—	21 (3.2)
中学校	3,792	926 (24.4)	259 (28.0)	264 (28.5)	131 (14.1)	231 (24.9)	41 (4.4)
県立学校	4,542	273 (6.0)	57 (21.0)	54 (19.9)	13 (4.6)	142 (51.9)	7 (2.7)

### 3 県及び市町等教育委員会の取組

#### (1) 県及び市町の取組

- ・オンライン化や動画を活用した会議・研修会等の開催による移動時間の削減
- ・業務補助、消毒作業、ICT支援、通学指導等に係る人材の配置
- ・学校応援ボランティアの活用
- ・教職員の勤務状況についての校長への聞き取りと指導・助言
- ・安全衛生委員会を活用した取組の進捗状況の管理 等

## (2) 次年度に向けた取組

- ・ 掲示板やメールを活用した打ち合わせの削減、アンケート機能を活用した事務負担軽減などの I C T を活用した取組の推進
- ・ 部活動の地域移行のモデル校の取組と課題の共有
- ・ 市町単位での統一した下校時刻の変更
- ・ 1人1台タブレット導入に係る学習アプリの導入 等

## 4 取組事例（参考としてください）

### (1) 校長の勤務時間管理と教職員への働きかけの例

- ・ 時間外在校等時間が月 30 時間を超えた時点で対象者に校長面談を実施
- ・ 職員は毎日「かえるボード」に退校予定時刻を記入
- ・ 19 時以降の業務については理由や退校予定時刻を報告

### (2) 学校独自の取組例

- ・ 毎朝実施していた打ち合わせを週 1 回とし、全体連絡は I C T の掲示板を活用
- ・ 職員の打ち合わせ、職員会議等を自席でのオンラインで実施
- ・ O J T の推進による若手教職員の育成
- ・ 安全衛生委員会で教職員の勤務状況と働き方改革に係る取組状況を報告し協議
- ・ 運動会の実施時期の変更や学年別開催への移行など、新型コロナウイルス感染症拡大の状況に臨機応変に対応できる学校行事や業務の見直し
- ・ 定期的な家庭訪問を 1 年生以外は希望制に変更
- ・ 学校の開錠時刻の 10 分繰り下げ、下校時刻の繰り上げ
- ・ 毎週水曜日を部活動、補充学習、学年会などの「諸活動なし」の日に設定

### (3) I C T を活用した取組例

- ・ I C T を活用したアンケートや調査、小テストの実施
- ・ デジタル教科書や掛図、表、ワークシート等の活用
- ・ 各自が作成したプリント等を紙ベースと電子データで保存して共有
- ・ 保護者向け連絡アプリの活用

### (4) 外部人材の活用例

- ・ S S S への作業依頼用紙を活用した計画的な業務遂行
- ・ S S S の作業場所を示した表の設置
- ・ 地域や学校ボランティアの活用（学習支援、環境整備、通学時の見守り）
- ・ I C T 支援員の活用（機器の利用方法、授業支援）